

# あおぞら号の地域公共交通計画への位置付けについて

## 1 目的

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）の認定申請について、令和6年6月末の認定申請までに地域公共交通計画における位置付けがされていない系統については補助対象経費の対象外とされました。

昨年度まで当該補助金の対象系統であった城南あおぞら号について、今年度以降も引き続き当該補助金の対象とするため、補助要件として必要とされる記載事項を地域公共交通計画に記載し、補助対象系統として位置付けようとするものです。

## 2 地域公共交通計画（本体）へ記載が必要である事項

- (1) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- (2) 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- (3) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- (4) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

## 3 地域公共交通計画（別紙）に記載する事項

- (1) 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細・補助系統の概要及び運送予定者
- (2) 定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- (3) 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統）
- (4) 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

## 4 地域公共交通計画（本体）改正（案）

別紙のとおり

## 5 地域公共交通計画（別紙）（案）

令和5年6月末期限の認定申請に合わせて作成中のため、後日書面協議予定です。